

小松市立高等学校 タブレット端末利用規則

令和3年1月28日
小松市立高等学校

1. 目的

小松市立高等学校が、公費によって購入したタブレット端末を本校在籍生徒に貸与し、学校及び家庭でそのタブレット端末を使用するにあたり、「安心・安全・有効」に活用し、学習を充実させることができるよう、この規則を定める。

2. 概要

生徒の学習活動及び学校の教育活動を充実させるため、学校のタブレット端末を全校生徒に1台ずつ、在籍期間中（休学期間を除く）貸与し、学校での教育活動と家庭での学習活動に活用する。卒業（または休学、転学、退学）時に、学校に返却する。

生徒は、本利用規則に従って適切にタブレット端末を使用しなければならない。また、学校における教育活動で使用する際は、必ず教員の指示に従うこととする。自宅での家庭学習で使用する際は、各自が責任をもって適切に使用する。

3. 通信及び充電

学校では学校のWi-Fiに接続する。自宅のWi-Fiへの接続は、各家庭の責任で行い、接続に関するサポートを学校は行わない。街中のフリーWi-Fiへは接続しない。

また、タブレット端末は毎日持ち帰り、自宅で充電してくる。学校でも指定の場所で充電できるが、充電している間は授業等でタブレット端末を使用できなくなるため、望ましくない。

家庭で使用する際の通信費及び充電にかかる電気料金は、各家庭の負担とする。

4. 禁止事項

- ・学校（学校行事や部活動等の活動場所を含む）と自宅以外での使用。
- ・学習活動以外での使用（学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込み、写真・動画の掲載・配信など）。
- ・無断で学校のコンセントを使用して充電すること。

- ・学校が設定した仕様を変更すること。
- ・外部装置・周辺機器の接続および利用。
- ・学校の指示以外の、ファイルのダウンロード・アプリ等のインストール。
- ・教員の指示以外で他人の写真や動画を撮影すること。
- ・他人の権利の侵害（誹謗中傷、個人情報の掲載、他人のIDの不正利用など）。
- ・自分の個人情報やユーザーID、パスワード等を他人に知られるような行為。
- ・他人に使用させたり転貸したりすること。
- ・売却、廃棄、故意による破損。
- ・故障や破損、紛失、盗難の恐れがある使い方。

（火元・水回り・高温多湿・荷物の下・不安定な場所などの使用環境、飲食しながらの使用、指・専用のペン以外での画面操作、落書き・シール貼付、床置き、置き忘れなど）

5. 故障、破損、紛失、盗難

生徒は、タブレット端末を紛失、破損したとき、また故障等の不具合が生じたとき、直ちに学校へ報告しなければならない。盗難被害にあったときは、速やかに警察に届け出て、その後に学校へも報告しなければならない。

その事由が、生徒の故意または重大な過失によるものと認められるとき、弁償、修理費等の費用は生徒の負担とし、保護者等が連帯して責任を負うものとする。

6. その他

- ・本利用規則は、生徒会で考えたルールも反映させて作成した。
- ・本利用規則に記載のない事項については、良識に従って適切に判断すること。自分で判断できない場合は、必ず本校教職員に相談すること。また、そのような事項に起因する不都合等があれば、学校で協議した上、随時、規則を更新する。
- ・本利用規則を守れない生徒に対して、タブレット端末の使用を制限または不可とすることがある。